

令和7年度

第8回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和7年11月13日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和7年度第8回千葉市農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	17件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第6号	特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第7号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	13件
議案第8号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	7件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	18件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	37件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	17件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	47件

<出席委員> (14名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	7番	横山清亮
8番	槁本泉	11番	大塚秀行
12番	脇田章子	13番	清宮惠理子
14番	小林直樹	15番	市原律子
16番	高橋芳和	17番	齊藤憲次

<欠席委員> (3名)

6番	小島英男	9番	佐々木貴史
10番	秋葉重雄		

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	森田悟
次長補佐	有富裕和	農地活用班長	小野澤淑子
農地保全班長	黒川聖治	農地審査班長	森末豪
農地指導班長	田中正直		

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p style="text-align: center;">開 会 (午前10時00分)</p> <p>ただいまより、令和7年度第8回千葉県農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中14人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 11番 大塚 秀行 委員</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 12番 脇田 章子 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります東京都葛飾区東新小岩1丁目に本店の所在する法人が、義務者であります、千葉県八千代市に在住の方が所有する花見川区柏井町及び三角町の農地を新規就農のため、解除条件付き賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、イチゴ、サツマイモを予定しております。</p> <p>面接した権利者によりますと、幼少のころから実家の農業の手伝いをしてきた経験があり、イチゴの栽培については民間の研修を受講することで栽培技術を習得したとのことです。</p> <p>将来においては、規模拡大を視野に入れ、取り組むとのことです。</p> <p>事前審査会では、施設整備に時間がかかるが進捗状況はどの質問がありましたが、既に業者選定は進んでおり、年度内の整備は可能とのことでした。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。</p> <p>お手元の資料7ページから12ページをご参照ください。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>本案件は、権利者であります千葉市緑区おゆみ野4丁目に在住の方が、義務者であります、花見川区畑町に在住の方が所有する若葉区御殿町の農地を、新規就農のため、使用貸借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、ブルーベリー、サツマイモ等を予定しております。</p> <p>面接した権利者によりますと3年前から農業法人に在籍しており、農作物の生産から販売に至るまで農業経営全般において実務経験を積んできたとのことです。</p> <p>将来においては、規模拡大を視野に入れ、取り組むとのことです。</p> <p>事前審査会では、使用貸借権だが、地権者とのつながりやどのように農地を探したかとの質問や、本計画の営農だけでは生活が成り立たないのではとの質問がありましたが、農地は、市の農地銀行の台帳から決めたとのこと、また本計画の営農だけでなく、現在の農業法人への勤務も継続していくとのことでした。</p> <p>次に第4項です。 お手元の資料13ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区天戸町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。 議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。 お手元の資料14ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区大宮町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ラッカセイを予定しております。</p> <p>次に第6項です。 本案件は、第7項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料15ページから16ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区上泉町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、農地交換のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ラッカセイを予定しております。 議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>次に第8項です。 お手元の資料17ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区中田町に在住の方が、義務者であり</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>まず、千葉県長生郡白子町に在住の方が所有する若葉区中田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ラッカセイ等を予定しております。 議案書の5ページをご覧ください。 次に第9項です。 お手元の資料18ページから20ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区上泉町に在住の方が、義務者であります、相続財産の遺言執行者から、若葉区古泉町及び富田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。 次に第10項です。 お手元の資料21ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区古泉町に在住の方が、義務者であります、相続財産の遺言執行者から、若葉区古泉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、クリを予定しております。 議案書の6ページをご覧ください。 次に第11項です。 お手元の資料22ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区みつわ台2丁目に在住の方が、義務者であります、同区富田町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ハクサイ等を予定しております。 次に第12項です。 お手元の資料23ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります、中央区生実町に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。 議案書の7ページをご覧ください。 次に第13項です。 お手元の資料24ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区椎名崎町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。 次に第14項です。 お手元の資料25ページをご参照ください。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>本案件は、権利者であります緑区誉田1丁目に在住の方が、義務者であります、中央区末広2丁目に在住の方が所有する緑区誉田1丁目の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ハクサイ等を予定しております。 議案書の8ページをご覧ください。 次に第15項です。 お手元の資料26ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区平山町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、親からの農地権利承継のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、イチゴ等を予定しております。 議案書の9ページをご覧ください。 次に第16項です。 お手元の資料27ページから28ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区越智町に在住の方が、義務者であります、同区平川町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ラッカセイを予定しております。 次に第17項です。 お手元の資料29ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区あすみが丘6丁目に在住の農地所有適格法人が、義務者であります、同区あすみが丘9丁目に在住の方が所有する同区小山町及び板倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。 事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>第11項について、土地の貸し借りは地域調和要件で著しく値段が高い場合はひっかかってくるが、こんなに安いのは法律的には問題ないのでしょうか。</p>

橋本委員	また、所有権移転をこのように低い額でやると不動産取得税等の問題はどのようになるのかわかることがあれば教えていただきたいです。
事務局	所有権移転に関しては、代金が安くなった経緯は相対で決めているのでよくわからないのですが、権利者の方が義務者の方から長年この土地を賃借して耕作していたので、その関係もあるのかと思われます。税関係の事については詳しくはわかりかねます。
小林委員	3項について、養蜂をやるという事ですが、県への届け出や周囲への話し合いなど進められているのかを教えてください。
事務局	養蜂は千葉県農業事務所に届け出をしないといけないが、現地点でしているのかは確認できていません。許可時に届け出をするように改めて伝えます。
小林委員	権利者の中で御高齢の方が結構いらっしゃいますが、しっかり耕作されるようにフォローしていただければと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号第1項から第5項について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号について許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第2班 (横山班長)	ご説明いたします。 議案書10ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料30ページから32ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書等を添付しております。 本案件は、申請地を貸資材置場とするものです。

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>申請土地は、千葉市立白井中学校の北に約950メートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、コンクリートパネルを設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、雨水は自然浸透で処理します。 次に第2項です。 お手元の資料33ページをご参照ください。 本案件は、申請地を貸駐車場用地とするものです。 申請土地は、JR浜野駅の東に約650メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、土堰堤を設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、雨水は自然浸透で処理します。 議案書の11ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料34ページをご参照ください。 本案件は、申請地を貸駐車場用地とするものです。 申請土地は、千葉北ICの北西に約250メートルに位置する農地です。 農地区分は、300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。 排水については、雨水は自然浸透で処理します。 事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料は35ページから40ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を貸資材、車両置場とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジの北東に約1.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>お手元の資料41ページから44ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、大宮インターチェンジから北東に約2.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>次に第3項です。</p> <p>第4項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>お手元の資料45ページから48ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、高田インターチェンジの北東に1.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>第6項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料49ページから52ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書等を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、地上権の設定及び、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立越智中学校の東に450メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>次に第7項です。</p> <p>お手元の資料53ページから56ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、賃借権の設定をするものです。</p> <p>JR土気駅の北東に1.5キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>他法令関係は再生可能エネルギー特別措置法に該当し、手続き中です。次に第8項です。</p> <p>お手元の資料57ページから62ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書等を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を店舗用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、JR土気駅の南西に約1.6キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響等を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、雨水管へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書の16ページをご覧ください。</p> <p>次に第9項です。</p> <p>お手元の資料63ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を車両置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2.3キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、仮囲いを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第10項です。</p> <p>お手元の資料64ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を車両置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、モノレール千城台駅の南西に約1.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と保育所があることから第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ネットを設置し、土砂の流出を防止します。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。 事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>質問の前にお配りした太陽光のF I P制度について簡単にご説明をさせて頂きたいと思えます。 今回も太陽光発電の案件がいくつかあるのですが、今回F I P制度の適用となります。F I T制度は皆さんもご存じだと思いますが、固定価格で買い取りをするものです。F I P制度は事業者が市場で売買して、その額にプラスして一定の額の補助額を後から交付するものだそうです。グラフにしたのが1番右です。 2番のF I TとF I Pの住民説明方法について、下の右側の表で、50kw未満と以上で方法が分かれております。今回の第7項は49kw発電出力になりますので、表のピンクの方、周辺地域等に影響を及ぼす可能性が高いエリア外という事で説明会ではなく、事前周知措置の実施が必要となり、事前周知の方法としてポスティング、戸別訪問、掲示板への掲示等の方法があります。今回の業者はポスティングを行って、事前の質問等はなかったと伺っております。今後、FIP、FITの認定を受けているかを議案書の方に記載するようにしたいと思います。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>横山委員</p>	<p>F I P制度についてなのですが、1番重要なのは多分周辺に対する説明を要するかどうかだと思います。「条例において自然環境・景観の保護エリアの保護を目的として定める場合」とありますが、千葉市にこのような条例はあるのでしょうか。わからなければ次回以降で結構です。</p>
<p>事務局</p>	<p>調べてご回答いたします。</p>

議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号について、許可と決定いたします。
事前審査第2班 (横山班長)	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、説明をお願いします。 ご説明いたします。 議案書17ページをご覧ください。 お手元の資料は65ページをご参照ください。 本件は、令和7年9月16日付千葉県指令農委第5号の54において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。 変更の理由は、面積に修正があり、変更が生じたというものです。 変更内容は、議案書のとおりとなります。 事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第4号は許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第4号については承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は許可と決定いたします。 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>事前審査第2班班長、御説明願います。</p> <p>ご説明いたします。 議案書の18ページをご覧ください。 第1項です。 資料は66ページから68ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。</p> <p>本件は、権利者である船橋市海神町南1丁目に所在を置く、セメント加工業を営む法人が、花見川区横戸町在住の個人が所有する、同区同町の畑1筆の一部において、隣接する、権利者の子会社のサイロ新設工事に伴う、仮設事務所・駐車場・資材置場の用に供するため、一時転用許可を取得するものです。</p> <p>転用事業の概要としては、鉄骨造1階建て42㎡の仮設事務所、自動車7台分105㎡の駐車場、245㎡の資材置場を配置するものです。転用のための造成は行わず、使用する部分に鉄板を敷きます。</p> <p>排水については、雨水は自然浸透で処理します。</p> <p>一時転用期間は、許可日から16カ月間です。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第5号を、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>賛成全員でございますので、議案第5号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>説明いたします。 議案書の19ページをご覧ください。 第1項は、緑区おゆみ野中央6丁目に在住の方が所有している緑区おゆ</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>み野4丁目の畑2筆、合計面積2,927平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和7年10月27日の現地調査により、太田推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。 第2項は、中央区塩田町に在住の方が所有している、同町の田3筆及び畑1筆、合計面積1,542平方メートルについて、買取り申出者の弟が農業の主たる従事者であったことを、令和7年10月27日の現地調査により、太田推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。 事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。 次に、議案第7号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の20ページをご覧ください。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。 意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を認可し、貸借が成立します。 第1項は、若葉区上泉町在住の農家の方が、同区下泉町在住の方が所有する同区同町の田1筆、面積1,767㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。 第2項から21ページの第4項は、権利者が同一のため一括して説明し</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ます。</p> <p>花見川区畑町に所在のある農地所有適格法人が、同区长作町在住の方、他2名が所有する同区同町及び畑町の畑8筆、合計面積8,763.05㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年から10年、権利者の作付品目は、キャベツ、ネギ、ニンジンです。</p> <p>次に22ページをご覧ください。</p> <p>第5項は、若葉区小間子町在住の農家の方が、千葉県浦安市高洲在住の方が所有する若葉区小間子町の畑2筆、合計面積6,941㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ラッカセイです。</p> <p>第6項は、若葉区貝塚在住の農家の方が、千葉県木更津市太田在住の方が所有する若葉区加曽利町の畑2筆、合計面積2,392㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、キャベツ、ジャガイモ、ニンジン、オクラです。</p> <p>次に23ページをご覧ください。</p> <p>第7項から24ページの第9項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区下田町に所在のある農地所有適格法人が、同区同町在住の方、他2名が所有する同区同町の畑9筆、合計面積4,474㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、サツマイモ、サトイモ、ラッカセイです。</p> <p>第10項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畑4筆、合計面積2,073㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、カブ、ダイコン、ズッキーニです。</p> <p>次に25ページをご覧ください。</p> <p>第11項は、若葉区多部田町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畑3筆、合計面積759㎡に使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、キュウリ、ラッカセイ、ハウレンソウです。</p> <p>第12項は、千葉県八街市勢田在住の農家の方が、若葉区富田町在住の方が所有する同区同町の畑4筆、合計面積11,249㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、ラッカセイ、サツマイモ、ショウガです。</p> <p>次に26ページをご覧ください。</p> <p>第13項は、緑区平川町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畑1筆、面積1,876㎡に使用賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ニンジン、ラッカセイで</p>
---------------------------	--

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>す。 事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は「意見なし」と決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の27ページをご覧ください。 被相続人が所有し、耕作していた中央区宮崎町の畑8筆、3, 345.00平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。 相続人である同区同町在住の長男が、被相続人から、引き続き耕作を行っていることを、渡邊推進委員と事務局職員にて10月27日に現地調査を実施し、確認しております。なお、相続人は被相続人とともに、10年以上、営農継続し、ナス・ハクサイ・ネギ・ソラマメ・ブロッコリー等を栽培しております。 説明は、以上でございます。 事前審査第2班といたしましても、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p>

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
橋本委員	相続税の納税猶予をすると、永久的に耕作していなければならないということですが、この農地の広さでどのような経営をしているのか知りたい。
事務局	経営の詳細の確認は取れていません。被相続人が営農されていて、相続人が当該農地で営農を開始しており、農地の状態と相続人の適格性を確認しました。
橋本委員	以前も現地に確認に行くと、山になっているようなところがあった。当時はそういう所に地域の農業委員が保全管理するように注意を促したことがあったが、今はどのように行っているのか教えてください。
事務局	特段そういう指導はないと認識しております。
橋本委員	税務署の管轄ですが、納税猶予を受けているなら推進委員の人がちゃんとチェックをしないと税法上おかしくなるのではないのでしょうか。
事務局	申請のあった際は事務局と推進委員で必ず現地状況を確認しており、今回の申請も耕作されていることを私が確認しております。通常のパトロールや利用状況調査で状況を把握しております。また、更新の際にもその旨を確認している所であります。
橋本委員	財産をお持ちの方は、税理士等に相談すると「農業委員会に納税猶予という制度があるので、それを使うと良い」とアドバイスされることがあるようですが、その時に耕作をしてなくてはならないという事を自覚していただくことが大切だと思います。パトロールの際はよく見て頂きたいので、よろしくお願いいたします。
清宮委員	再度確認になりますが、ここはしっかりと耕作されているということですよ。
事務局	はい。きれいな農地でした。

議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	—— 挙手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第8号は、承認と決定いたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の28ページをご覧ください。報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、29ページまでに7件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の30ページをご覧ください。報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、33ページまでに18件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の34ページをご覧ください。報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の39ページまでに37件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の40ページをご覧ください。報告第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、61ページまでに3件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

事務局	<p>議案書の62ページをご覧ください。報告第5号 「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、44ページまでに1件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。</p> <p>議案書の41ページをご覧ください。報告第5号 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、44ページまでに17件ございました。</p> <p>申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の42ページをご覧ください。報告第6号 「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、45ページまでに47件ございました。</p> <p>内容につきましては、9月の総会で審議されたもので、9月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。</p> <p>報告案件につきましては、以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
清宮委員	<p>第5号第11項の方は、以前の会議で却下した件と同じ方で、6、7年前に経営規模拡大で申請したものだと思います。農地として判定されているところもありますが、まったくやる気がないため、荒廃し、地目変更したように思われます。</p> <p>これは自戒の思いを込めての意見ですが、この時に違和感があったのですが、書類も揃っているということで許可しております。悪意のある方はこのような結果になるのだと自覚しなくてはいけないと思っています。下限面積も撤廃されていますし、新規就農の営農計画も1000平方メートル未満だと必要ないということで、悪意を持った人は小さいところから徐々に買い増していくことはこれからもあると思います。少しでも違和感を覚えたら、その後は継続して当該農地を見て行く事の必要性を強く思いました。</p> <p>書類が揃っているからと安易に賛成してはいけないと思いました。やはり自分の目で確認できるものは見ないといけないと思います。</p>

<p>小林委員</p>	<p>農地が農地じゃないような放棄されたような状態になっているから、農業委員会に持ってくれば、非農地証明を出して下さいという話になり、法務局にもっていけば地目を変更して下さいというように持って行ってしまうという話だと思います。</p> <p>ですので、農地が農地として使えるように維持していくことが大切なのであり、利用状況調査から利用意向調査とかその辺のシステムをしっかり運用していただいた方が良いと思います。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第8回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前11時30分)</p>